

議案第153号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

吾妻第五地区地区整備計画区域	令和5年つくば市告示第937号に定める研究学園都市計画吾妻第五地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	------------------------------------------------------------

別表第4に次のように加える。

吾妻第五地区地区整備計画区域	吾妻第五地区	200平方メートル
----------------	--------	-----------

別表第5に次のように加える。

吾妻第五地区 地区整備計画 区域	吾妻第五地区	(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル (2) 建築物の外壁等の面から前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル (3) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、1.5メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分 (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であって、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの
------------------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第6に次のように加える。

吾妻第五地区 地区整備 計画区域	吾妻第五地区	18メートル	
------------------------	--------	--------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に吾妻第五地区を追加するため、この条例案を提出するものである。

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
適用区域				適用区域			
名称		区域		名称		区域	
(略)		(略)		(略)		(略)	
吾妻第五地区地区		令和5年つくば市告示第937号に定める研究学園都市計画吾妻第					
整備計画区域		五地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					
別表第2—別表第3（略）				別表第2—別表第3（略）			
別表第4（第6条関係）				別表第4（第6条関係）			
敷地面積の最低限度				敷地面積の最低限度			
ア	イ	ウ		ア	イ	ウ	
地区整備計	地区	建築物の敷地面積の最低限度		地区整備計	地区	建築物の敷地面積の最低限度	
画区域				画区域			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
吾妻第五地	吾妻第五地区	200平方メートル					
区地区整備							
計画区域							
別表第5（第7条関係）				別表第5（第7条関係）			
壁面の位置の制限				壁面の位置の制限			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
地区整備計画	地区	外壁等の後退距離	適用が除外される建築	地区整備計画	地区	外壁等の後退距離	適用が除外される建築

区域			物又は建築物の部分
(略)	(略)	(略)	(略)
吾妻第五地区 地区整備計画 区域	吾妻第五地区	(1) 建築物の外壁等の 面から前面道路の境 界線までの距離は、2 メートル (2) 建築物の外壁等の 面から前面道路のす み切り部分の境界線 までの距離は、0.5メ ートル (3) 建築物の外壁等の 面から隣地境界線ま での距離は、1.5メー ートル	(1) 外壁等の中心線の 長さの合計が3メー トル以下の建築物又 は建築物の部分 (2) 物置その他これに 類する用途に供する 建築物又は建築物の 部分であって、軒の 高さが2.3メートル 以下で、かつ、床面 積の合計が5平方メ ートル以内のもの

別表第6（第8条関係）

高さの最高限度

ア	イ	ウ	エ
地区整備計 画区域	地区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(略)	(略)	(略)	(略)
吾妻第五地 区地区整備 計画区域	吾妻第五地区	18メートル	

区域			物又は建築物の部分
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第6（第8条関係）

高さの最高限度

ア	イ	ウ	エ
地区整備計 画区域	地区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(略)	(略)	(略)	(略)